

飯田保健所管内における市町村の災害時要援護者（在宅難病患者）への支援に関する現状

小倉奈緒、宮島里美、白上むつみ、三石聖子、伊藤実緒、稲葉早紀、

北澤卓也、西澤志帆、佐々木隆一郎（飯田保健所）

キーワード：災害時要援護者、難病患者、支援、市町村

要旨：東日本大震災などの大規模災害の経験から、国が「災害対策基本法の一部を改正する法律」を平成24年6月に施行したことを受け、各都道府県および自治体の地域防災計画や、災害時要援護者への災害対策の見直しが進んでいる。また、平成25年4月障害者総合支援法の施行により、難病患者の福祉サービス利用の申請窓口が市町村となったが、自治体が難病患者の情報をどの程度把握しているかは不明確である。そこで、今回は飯田保健所管内の市町村を対象に災害時要援護者の支援に関する現状把握を行い、保健所の難病患者支援のあり方について検討したので報告する。

A. 目的

在宅で生活する難病患者は、災害発生時に自力で避難することが困難な人が多く、支援を必要とする人が多い。しかし、自治体が難病患者の情報をどの程度把握しているかは不明確である。そこで、難病患者に焦点をあて、市町村の災害時要援護者支援への取り組みについて、飯田保健所管内の市町村を対象に現状把握を行い、保健所の難病患者支援のあり方について検討した。

B. 方法

①調査対象

飯田保健所管内の14市町村（1市3町10村）。

②調査方法

平成25年5月の1か月間に郵送法で、アンケート方式による調査を行った。

③調査内容

調査項目は、「災害時要援護者の対象者（難病患者の有無）」、「災害時要援護者台帳作成の有無」及び「保健所からの情報提供希望の有無」の3項目とした。なお、情報提供を希望している場合には「保健所が持っている情報の中で提供してほしい内容」を聞いた。

C. 結果

締め切りまでに、飯田保健所管内の14市町村全てから回答を得た。

①災害時要援護者の対象者について

調査では、あらかじめ選択肢とした具体的な対象者（介護保険利用者、妊産婦、難病患者等）の中から、該当する項目全てを選んでもらった。

災害時要援護者の対象者の基準について特に定めていない市町村が1か所あったが、それ以外の13市町村については、全市町村が「身体障害者手帳所持者」と「一人暮らしの高齢者」を挙げていた。続いて、

「介護保険利用者」が12か所、「療育手帳所持者」が11か所の順で多かった。

「難病患者」を対象として挙げている市町村は4か所であった。難病患者のうち、対象としている疾患については、疾患名で対象としているわけではなく、前述したような「身体障害者手帳所持者」や「一人暮らしの高齢者」、「介護保険利用者」等、他の条件に準ずる状態の人が対象となっていた。

「その他」の条件として、「高齢者のみの世帯」と回答した市町村が3か所、「認知症高齢者」と回答した町村が2か所あった。

②災害時要援護者台帳の作成について

災害時要援護者台帳を「作成済」の市町村は7か所（1市1町5村）で、「作成中」は1か所、「作成予定」は6か所（2町、4村）であった（図1）。

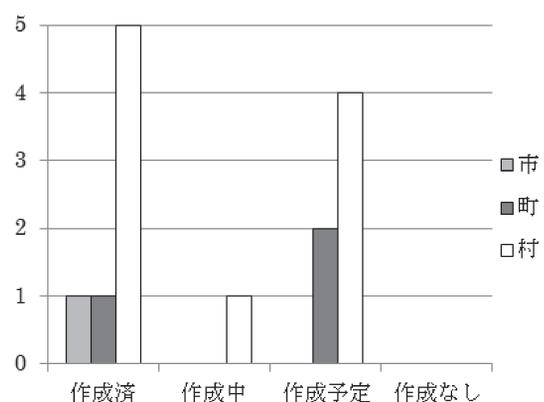


図1 災害時要援護者台帳の作成

③保健所から市町村への情報提供の希望の有無について

保健所で把握している難病患者の情報について、情報提供を「希望する」と答えた市町村は12か所で、2

村は「希望しない」との回答であった（図2）。「希望しない」と答えた村のうち、1か所は難病患者を災害時要援護者の対象としていない村であり、もう1か所は対象となる難病患者を独自に把握している村であった。

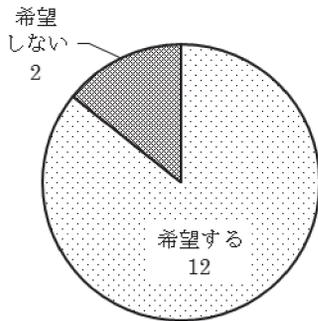


図2 保健所から市町村への情報提供を希望するか

保健所からの情報提供を希望している市町村が、提供してほしい情報の内容としては、「氏名」、「生年月日」及び「疾患名」は、12か所全てが希望していた。他の内容については図3に示した通りである。

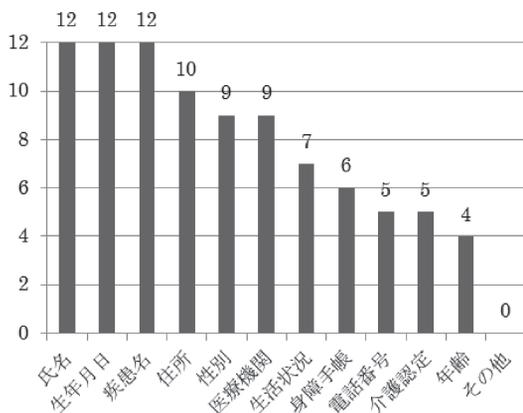


図3 提供を希望する情報内容

D. 考察

東日本大震災における在宅療養者への災害時支援の経験等から、災害時要援護者支援については、平常時から十分な備えをしていくことの必要性が再認識された。

内閣府は、「災害時要援護者」とは、「必要な情報を敏速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために、安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々」と定義づけている¹。一般

的には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊婦等が考えられる。

今回の調査から、対象となる災害時要援護者に難病患者が含まれていない自治体が半数以上あることがわかったが、各自治体による災害時要援護者については、難病も含めて内閣府の定義に準ずる基準で選定されていることがわかった。

難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な人がおり、特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる人もいる。そのため、災害時要援護者として位置づけがされていない難病患者に対して、きめ細かな支援が必要である。

飯田保健所管内の市町村における災害時要援護者台帳の作成については、約6割が作成に着手しており、残りの約4割が作成予定となっている。この状況は全国に比較して低いため、有事の際の preventable death を最小限に食い止めるためにも、早期に台帳作成等を進め、関係者間で情報共有し、多元的に支援していく必要がある。

保健所から市町村への情報提供の希望の有無については、9割近くの市町村が保健所に情報提供を求めていることがわかったが、情報提供を希望しない自治体も約1割あった。このことについては、結果で述べたことと重複するが、個々の村単位で住民情報を十分に把握できているため、保健所からの情報提供は必要ないとの返答であった。

平成25年4月障害者総合支援法の施行により、難病患者の福祉サービス利用の申請窓口は市町村となった。そのため、サービスが必要な難病患者については市町村で把握することができる。しかし、市町村では難病患者の病態や支援方法に不慣れである。そのため、市町村と保健所は緊密な連携を取り、個々の患者について具体的かつきめ細かな支援を行う必要がある。

今後保健所は、医療機関や市町村等の関係機関と緊密な連携を図り、情報の共有、具体的な支援体制づくりについて積極的に関与していきたいと考える。

E. 引用文献

- 1) 災害時要援護者の避難対策に関する検討会：災害時要援護者の避難支援ガイドライン、2006